



TJ Prannarai COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ถ.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 51 (2015年3月19日発行)

みなさん、こんにちは！本日のタイ国法律改定情報 Vol.51 は

「90日レポートのオンライン申請」についてです。タイ国に連続して90日以上居住する場合は、入国管理局(Immigration Bureau)に90日ごとに報告する義務があります。今まで、最寄の入国管理局に出向いて申請するか、郵送での申請のみでしたが、入国管理局が2015年1月にオンラインでの申請ページを開設しました。現在はテストランの段階で、正式な発表(告示)はまだ出されておられません。以下は、タイ入国管理局の「オンライン申請用ページ」より抜粋致しました。(2015年3月19日現在、テストの状態であり、エラーとなります。正式の告示の際は、再度トピックとしてご案内致します)

タイ国内に90日を超過して滞在する場合の居住地通知届 (通称：90日レポート)

1979年入国管理法により、短期滞在許可を得た外国人がタイ国に90日を超過して滞在中の場合、90日ごとに入国管理官に対し居住地を通知しなければならない。通知は、オンラインで行うことができる (www.immigration.go.th, bangkok.immigration.go.th)

90日レポートを行わない場合、2,000バーツの罰金が科されるため、タイ国滞在中は、タイ国の入国管理に関する規則について常に把握していることが望ましい。違反が発覚した場合、法律が順守されるまで1日に200バーツが追徴されるが、最大5,000バーツまでとする。

通知提出前の手順

- パスポートでビザの有効期限が過ぎていることを確認すること。
- 本手続きは、滞在延長手続きではない。
- 滞在延長手続きは、インターネット上では受け付けていない。申請者は、直接最寄の入国管理局で手続きを行うこと。
- オンライン申請は、通知期限の7日から15日前までの期間につき可能とする。
- 90日の間に、タイ国外に出た場合は、タイ国への再入国日より日数をカウントする。

- オンライン申請は、提供いただいたデータに基づく。データが不正確である場合、オンライン申請タグが正しく発行されない場合がある。

通知提出後の手順

- 申請者の申請手続きが完了すると、申請状況が「進行中」となる。
- 処理は、入国管理局が申請を受領してから7営業日以内に開始する。
- 申請状況のオンライン確認・・・申請提出から7日以内に、www.immigration.go.th, bangkok.immigration.go.thにて、各自で申請状況をご確認できる。
- 申請が承認されたら、申請者は、www.immigration.go.th, bangkok.immigration.go.thにて、申請受領書をプリントアウトすること。当該受領書には、次回の通知期限が記載されている。係官が確認する場合があるので、受領書はパスポートと一緒に保管すること。

オンライン申請が正しく行われなかった場合

オンライン申請が正しく行われず、必要なデータが提供されていない場合、オンラインでの90日レポートができない場合がある。

その場合、申請者（又は代理申請者、但し申請期限が過ぎていない場合に限る。）は、居住地にある最寄の入国管理局支局にて手続きを行うこと。申請には、以下の書類が必要である。

- パスポート原本
- 出国カード (TM.6)
- 前回の通知受領書（あれば）
- 必要事項記入済み、署名済みのフォーム TM.47

通知受付場所

- 全国の入国管理局で受け付けているが、基本的に居住地にある地方入国管理局の管轄となる。
- バンコク在住の外国人の場合は、バンコク都ラクシー区ジェーンワッタナ地区ジャルームプラキヤット官庁ビル内の入国管理局第1部門に問い合わせること。
- バンコク在住で特殊な「ワンストップサービスセンター（特別サービス、特別法令：入国管理法、投資委員会法、タイ工業団地公社法等）」に関する業務に従事している外国人の場合は、バンコク都パトゥムワン区ジャムジュリースクエアビル18階ビザ延長課第3小部門に問い合わせること。
- バンコク在住で3カ国（ラオス、カンボジア、ミャンマー）からの合法的労働者の場合は、以下の2箇所の事務局の入国管理局第1部門に問い合わせること。
 - (1) バンコク都ラットブーラナ区スックサワット通りスックサワット・メジャーハリウッド1階
 - (2) バンコク都ワントンラン区ラートプラオ通りインペリアルワールド・ラートプラオ5階

ヘルプセンター、詳細の問い合わせ先

オンラインサービス利用に関するお問い合わせは、入国管理局サービスホットライン（1178 又は 1111）にて承っている。

質問コーナー

購読者様から頂きました質問を、了承を得て紙面にて回答致します。
皆様と共有できれば幸いです。



チョンブリー県 Y 様より

【質問 1】

社員が歯科治療を行いました。社会保険は適用されるのでしょうか？また、これは診断書があると病欠になり、その場合は有給になってしまうのでしょうか？

<回答 1>

歯科治療は、社会保険が適用されます。但し適用は年 2 回までで、1 回につき 300THB 還付されます。30 日の病気休暇も適用されます。病欠は年 30 日まで有給のため、この日の給料は労働者に支払いをする必要があります。

~~~~~

### 【質問 2】

女性従業員が妊娠して病院へ行きました。しかし、社会保険が適用されず、現金で支払いをしたとのこと。なぜ社会保険が適用されなかったのでしょうか？2 回目に病院へ行ったところ、流産と診断され「10 日間休養が必要」との診断書の提示がありました。これは、病欠になるのでしょうか？また給料は支払う必要があるのでしょうか？

#### <回答 2>

病気休暇は、年 30 日まで可能です。よってこのケースの場合も、10 日間分の給料を支払う必要があります。また 1 回目受診の際に、社会保険が適用されなかった理由は、詳細が記載されていないため判りません。適用されないケースとして考えられるのは、タイは、社会保険の申請の際に病院を指定します。急患などで、自分が指定した病院以外を利用した場合は社会保険は適用されず、先に実費を精算する必要があります。後日、診断書と領収書を添付し、還付請求を行います。

**タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。**

**次回は、2015 年 4 月 23 日(木) です。**

**(次回のみ、第 4 木曜日での発行となります)**

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたら  
ご連絡頂けましたら幸いです。

TJ Prannarai(前田 [maeda@tjprannarai.co.th](mailto:maeda@tjprannarai.co.th))

# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査 など各種対応が可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

取扱い文書は、契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

\*詳細につきましてはご相談ください。

## ★定型フォーマットの販売

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで **1,500THB** です。

「雇用契約書」「警告書」「委任状」「退職届」など、9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

## 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [maeda@tjprannarai.co.th](mailto:maeda@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>